

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年9月11日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和5年度 奈良県観光リコmendサービス構築事業

### (2) 業務の目的

「奈良県観光総合戦略」では、奈良県が「長期的に目指す姿」として、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」「いつ来ても快適な観光地・奈良」「選ばれる観光地・奈良」を掲げている。コロナ禍で変容した旅行ニーズを適切に把握するとともに、デジタル技術を活用し、地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、効果的なプロモーション展開等、県内観光において強力でDXの推進を図る必要がある。

本業務は、そのDXの推進の一環として、奈良県内への旅行を検討されている方が興味関心のあるキーワードを入力するだけで、その人の趣味趣向にあった観光スポット・飲食店・宿泊施設等を提案（リコmend）し、最適な「なら旅」のプランが表示される「奈良県観光リコmendサービス（以下、リコmendサービス。）」をWEBシステムとして開発することで、観光スポット等の認知から来訪までの手間と時間を大幅に短縮することにより、周遊・滞在型観光を促進することを目的とする。

### (3) 業務の内容

- (1) 計画・準備
- (2) リコmendサービスの設計
- (3) データベースの整理及び民間サービスとの連携検討
- (4) リコmendサービスの構築
- (5) モニター調査の実施
- (6) モニター調査の結果によるシステム改善
- (7) 次年度以降の拡張機能の検討・提案
- (8) 操作マニュアルの作成
- (9) 打合せ協議

### (4) 委託料上限額

45,000,000円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

### (5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「令和5年度 奈良県観光リコmendサービス構築事業」委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

### (6) 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

## 2 応募形態

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、または単独で応募することはできない。

複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。

- (1) 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。
- (2) 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

### 3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。  
(グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし(3)については構成員の代表者が該当すること。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) この公告に係る契約締結年度を除き、過去5年間に国、地方公共団体又は観光庁により登録された観光地域づくり法人(登録DMO)と、観光に係る一般ユーザー向けの「リコメンド機能を有したwebサービスやアプリ」「web上での旅程作成サービス」「デジタルマップを用いたサービス」のいずれかの開発・構築業務を受託し、これを誠実に履行した者であること。
- (4) 県税を滞納していない者。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。(更生手続開始の決定を受けた者を除く)
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く)

### 4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 5 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県観光局ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係  
電話番号 0742-27-8435 ファクシミリ 0742-27-1065
- (2) 募集要項及び仕様書の配布  
令和5年9月11日(月)から令和5年10月4日(水)午後4時30分までの間に、5の(1)の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県ならの観光力向上課」から入手するものとする。
- (3) 参加表明書の提出  
5の(2)により配布する募集要項に示すところにより、令和5年9月28日(木)午後4時30分までに提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出  
5の(2)により配布する募集要項に示すところにより、令和5年10月4日(水)午後4時30分までに提出すること。

0分までに提出すること。

(5) 質問の受付

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者の選定

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

(3) その他、詳細は5の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。